





れ別表一の自動車の車種区分をいう。

(注三) 前表において、「広島東」とは広島市東区福田町に設置する出入口、「仁保JCT」とは広島市南区仁保沖町に設置するジャンクションをいう。

(注四) 前表において、「仁保・仁保JCT」から「大州」、「矢賀」、「温品」、「馬木」、「広島東・福田」の間の料金は、「仁保JCT」から「大州」、「矢賀」、「温品」、「馬木」、「広島東・福田」の間の料金をいう。

### 三 割引をする自動車及び割引率

1 ETC乗継割引については、次のとおりとする。

#### ア 割引をする自動車

広島高速道路公社理事長（以下「理事長」という。）の定める方法により、イのETC乗継区間を利用するETC車（有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年八月二日建設省令第三十八号。以下「省令」という。）第一条に規定する有料道路自動料金收受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して通行料金の納付を無線通信により行おうとする利用者の自動車をいう。ただし、無線通信による通行料金の納付を意図するも、事情により無線通信による通行料金の納付が不可能な場合には、ETCカード（省令第二条第二項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等が定めたETCシステム利用規程（以下「ETCシステム利用規程」という。）（第二条第一号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を使用して当該通行料金の納付を行った場合に、無線通信による通行料金の納付がなされたものとみなす。以下同じ。）

#### イ 割引率

ETC乗継区間

ETC乗継区間は、次表のとおりとする。

ETC乗継区間
中広と間所の間
中広と矢賀の間
中広と府中の間
中広と大州の間
中広と東雲の間
中広と宇品の間
中広と吉島の間

ETC乗継割引後の料金の額

ETC乗継割引後の料金の額は、別表二のとおりとする。

弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から に定めるETC乗継区間又は に定める

ETC乗継割引後の料金の額による割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

2 ETC時間帯割引については、次のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車

イ 割引率

区分及び時間帯に応じた割引

アの自動車については、次の割引率を適用する。

ただし、割引率を乗じて得た割引額に十円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

なお、割引額が十円未満の場合は、割引額を十円とする。

区分	時間帯	割引率
月曜日、金曜日 (祝日を除く。)	午前六時以後～午前九時前	一〇%
	午後五時以後～午後八時前	一〇%
土曜日 (祝日を除く。)	午前六時以後～午前九時前	一〇%
	午後五時以後～午後八時前	一〇%
日曜日・祝日	午前六時以後～午前九時前	一〇%
	午後五時以後～午後八時前	一〇%

(注) 祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第

三条に定める休日及び理事長が別に定める日とする。

弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から に定める表の軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

3 広島高速一般向けマイレージ割引(以下「マイレージ割引」という。)(については、次のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車のうち、広島高速道路公社との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカード(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるETCマイレージサービス利用規約(以下「マイレージ規約」という。)(に基づき、ETCマイレージサービスの利用に関する登録がなされたETCカードに限る。以下3において同じ。)(を使用して料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

イ 割引率

ポイントの付与

一枚のETCカードごとにETCシステムを使用して無線通信により徴収する一通行ごとの料金の額及び料金の額の一か月の合計額に応じて、百円につき次のポイントを付与する。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与 (100円につき)
一通行ごと 100円につき 1ポイント	五千円以下の部分	0ポイント
	五千円を超え一万円以下の部分 一万円を超え二万円以下の部分 二万円を超え三万円以下の部分 三万円を超えた部分	3ポイント 6ポイント 12ポイント 19ポイント

ポイントによる割引

一枚のETCカードごとに付与されたポイントの累積数が百ポイント以上の場合に、マイレージ規約に定めるマイレージ登録者は、百ポイントを百分の料金の充当する還元額に交換できるものとする。

弾力的なポイントの付与及び割引

社会政策又は営業上の理由から に定める表又は に定めるポイントによる割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

4 広島高速コーポレートカード割引（以下「コーポレートカード割引」という。）については、次のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車のうち、ETCシステム取扱道路管理者（ETCシステム利用規程に定めるETCシステム取扱道路管理者をいう。）から貸与を受けたETCカード（以下4において同じ。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

イ 割引率

料金の額に応じた割引

一枚のETCカードごとにETCシステムを使用して無線通信により徴収する料金の額の一か月内の累計利用料金に応じて、次の割引率を適用する。

月間利用額区分	割引率
五千円以下の部分	0%
五千円を超え一万円以下の部分	4%
一万円を超え二万円以下の部分	7%
二万円を超え三万円以下の部分	12%
三万円を超えた部分	18%

（注）一通行ごとに前表の割引率を乗じて得た割引額に一円未満の端数が生じる場合は、割引額の一円未満を切り捨てるものとする。また、利用料金が

前表の二つの月間利用額に区分されるときは、区分した金額ごとにそれぞれの割引率を適用するものとする。

弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から 定める表による割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

5 ETC路線バス割引については、次のとおりとする。

ア 割引をする自動車

理事長が別に定めるところにより、ETCカード及び車載器（ETCシステム利用規程第三条第一号に規定する車載器をいう。以下同じ。）の登録をした路線バス（乗車定員三十人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、理事長がその主たる旅客が観光を目的とするものではないと認定したものをいう。以下同じ。）でETCシステムを使用して無線通信により料金の納付を行おうとする自動車。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。

イ 割引率

割引率は、二十パーセントとする。

ただし、割引率を乗じて得た割引額に十円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

6 障害者割引については、次のとおりとする。

ア 割引をする自動車

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、次の 又は の要件を満たすものとして、広島高速道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、広島高速道路公社が別に定めるもの。

手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の等級又

は「療育手帳制度の実施について（昭和四十八年九月二十七日児発第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき広島高速道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で広島高速道路公社が別に定めるもの。

なお、前記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、料金の納付を行おうとする場合は、広島高速道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされたETCカードと車載器をともに使用する場合に限る。

イ 割引率

割引率は五十パーセント以下とする。

ただし、割引率を乗じて得た割引額に十円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

7 ETC前納割引については、次のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETCカード（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が定める「ハイカ・前払」残管理サービス利用約款に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

イ 割引率

次の割引率を適用する。

前払金	利用可能額	割引率
一〇、〇〇〇円	一〇、五〇〇円	約五%
五〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円	約一四%

8 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。

ア 割引をする自動車

広島高速道路を通行し、有料道路の料金にかかる社会実験に参加する全自動車とする。

イ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率を適宜設定するものとする。

ウ 実施する期間

実施する期間を限定するものとする。

エ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定するものとする。

オ 事前の届出

個々の社会実験毎に前記アからエまでの詳細について、事前に国土交通大臣に届出するものとする。

9 割引相互間の適用関係

ア 障害者割引を受ける自動車は、E T C乗継割引、マイレージ割引及びE T C前納割引に限り、割引を重複して適用できるものとし、マイレージ割引及びE T C前納割引については、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用し、E T C乗継割引については、当該E T C乗継割引後の金額に障害者割引を適用する。

イ E T C路線バス割引を受ける自動車は、E T C乗継割引に限り、割引を重複して適用できるものとし、E T C乗継割引後の金額にE T C路線バス割引を適用する。

ウ E T C乗継割引、E T C時間帯割引、マイレージ割引、コーポレートカード割引及びE T C前納割引の相互間の重複適用関係については、次のとおりとする。

重複適用の有無

E T C乗継割引	E T C時間帯割引	マイレージ割引	コーポレートカード割引	適用あり
E T C時間帯割引	E T C時間帯割引	マイレージ割引	コーポレートカード割引	適用あり
マイレージ割引	E T C時間帯割引	マイレージ割引	コーポレートカード割引	適用あり
コーポレートカード割引		×	コーポレートカード割引	適用なし
E T C前納割引		×	×	適用なし

重複適用の順序

適用順序	割引の種類
一	E T C乗継割引
二	E T C時間帯割引
三	マイレージ割引、コーポレートカード割引、E T C前納割引

四 料金の徴収期間

この申請に係る料金の徴収区間の一部が供用された日（平成九年十月）から四十八年五か月間（各区間の事業費を勘案した平均的な供用日である換算起算日）（平成

十八年三月)から三十九年十二月間。)とする。

五 実施期日

1 この料金及び料金の徴収期間にかかる申請事項は、平成二十二年四月二十六日から実施するものとし、それまでの間は従前のおりとする。

2 この申請事項中三イについては、平成二十二年五月一日から実施する。

別表一

## 自動車等の種類

区分		自動車等の種類		摘要	
車種	イ	小型自動車 (小型一輪自動車を除く)	道路運送車両法(昭和二十六年法律第一八五号、以下「法」という。)(第三条に規定する小型自動車)力に該当するものを除く。(をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が一人以下のものをいふ。)	法第三条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が一人以下のものをいふ。	
	ロ	普通乗用自動車		法第三条に規定する普通自動車で、専ら貨物を運搬する構造のもの(以下「普通貨物自動車」という。)(のうち、車両総重量八トン未満かつ最大積載量五トン未満のもので、車軸数合計が三以下のもの(ホ又はチに該当するものを除く。)(又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車(以下「被けん引自動車」という。)(を連結していいいせミトラ用トラクタ(二車軸)をいふ。)	
	ハ	普通貨物自動車 (車両総重量八トン未満かつ最大積載量五トン未満のもので二車軸以下のもの)		法第三条に規定する小型自動車又は普通自動車で専ら人を運搬する構造のもの(乗車定員一人以下のもを除く。以下「乗合型自動車」という。)(のうち、乗車定員が二人以下のもので、車両総重量八トン未満のもの	
	ニ	乗合型自動車 (乗車定員二人以上二十九人以下のもので車両総重量八トン未満のもの)		普通貨物自動車のうち、車両総重量八トン以上又は最大積載量五トン以上のもので、車軸数の合計が三以下のもの(ハ又はチに該当するものを除く。)(及び車両総重量が車両の通行の許可の手續き等を定める省令(昭和三十六年建設省令第一八号)第一条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令(昭和三十六年政令第百六十五号)第三条第一項第一号から第五号まで(第二号イを除く。)(に定める限度以下で車軸数の合計が四のもの(ヲ)に該当するものを除く。)(並びに被けん引自動車を連結していいいせミトラ用トラクタ(三車軸)をいふ。)	
	ホ	けん引自動車(普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。)(又は軽自動車等である連結車両		乗合型自動車で乗車定員が三〇人以上のもの又は車両総重量八トン以上のもので、道路運送法(昭和二十六年法律第一八三号)第四条の規定による許可を受けて、同法第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営営するものが当該許可に係る路線を定期に運行するもの及び同法第三条第一号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営営するものが同法第四条の第一一第一項第二号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに乗合型自動車で車両総重量八トン以上のもので、乗車定員が二人以下のもので車両の長さ九メートル未満のもの	
	ヘ	普通貨物自動車 (車両総重量八トン以上又は最大積載量五トン以上のもので二車軸以下のもの及び車両総重量二五トン以下のもので四車軸のもの)		イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車とで車軸数の合計が二以上のものとの連結車両、ハ又はニに該当するけん引自動車と被けん引自動車とで車軸数が一のものとの連結車両及びヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車とで車軸数の合計が二のものとの被けん引自動車とで車軸数が一のものとの連結車両をいふ。	
	ト	乗合型自動車 (路線を定めて定期に運行するもの等)		普通貨物自動車と被けん引自動車の合計が四以上のもの(ハ又はヲに該当するものを除く。)(をいふ。)	
	チ	けん引自動車(普通車又は大型車)(二車軸である連結車両)		法第三条に規定する大型特殊自動車で、ポルトレラ以外のものをいう。	
	リ	普通貨物自動車 (四車軸以上のもの)		乗合型自動車、乗車定員が三〇人以上のもの又は車両総重量八トン以上のもの(ト)に該当するものを除く。)(をいふ。	
	ル	大型特殊自動車 (その他)		けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ホ又はチに該当するものを除く。)(をいふ。	
ワ	軽自動車		法第三条に規定する軽自動車をいふ。		
カ	小型一輪自動車		法第三条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車であるものをいふ。		
コ	小型特殊自動車		法第三条に規定する小型特殊自動車をいふ。		



- (注一) 前表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。
- (注二) 前表において、「軽自動車等」、「普通車」、「大型車」、「特大型」とあるのは、それぞれ別表一の自動車の車種区分をいう。
- (注三) 前表において、「広島東」とは広島市東区福田町に設置する出入口、「仁保JCT」とは広島市南区仁保沖町に設置するジャンクションをいう。
- (注四) 前表の乗継区間のうち、「中広〜矢賀」又は「中広〜大州」を経由する場合の「沼田」から「仁保・仁保JCT」の間の料金は、「沼田」から「仁保JCT」の間の料金をいう。